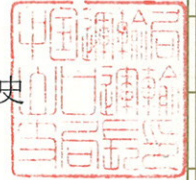


山 運 輸 第 1 4 2 号
平成 2 8 年 6 月 2 1 日

いわくにバス 株式会社
代表取締役 上田 純史 殿

中国運輸局山口運輸支局長 岡田 和史



警 告 書

貴社の経営する一般乗合旅客自動車運送事業の運営実態を監査したところ、下記のとおり、道路運送法等関係法令の規定に違反する事実が認められた。

このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害するとともに、輸送の安全確保が図れないことになるので、直ちに法令の定めるところに従って事業を改善し、事業の適法な運営を図り、再び違反行為を行わないよう厳重に警告する。

また、この違反に対する事業の改善の具体的措置について、平成28年7月21日以降に呼出による監査を行うので、同監査の通知があった場合には、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ山口運輸支局に来局されたい。

記

違反事項及び適用条項（本社営業所に係る違反）
別紙のとおり





別 紙

違反事実及び「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」等に基づく処分（警告）について

（平成28年6月13日に行った監査時における本社営業所に係る違反）

番号	違反事実 (適用条項)	基準日車数等	適用
1	運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。 ・ 運転者「米本稔」の平成28年4月1日から同年4月30日までの1ヶ月間の勤務状況を調査したところ、以下のとおり乗務時間等告示の未遵守があった。 ・ 1日の拘束時間が16時間を超えていたこと ・ 1日の拘束時間が15時間を超えていた日が週3回以上あったこと ・ 4週間を平均して1週間当たりの拘束時間が65時間を超えていたこと 【未遵守計3件】 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)	警告	未遵守計5件以下 (初違反)
2	乗務員台帳の記載事項等に不備があった。 ・ 全乗務員の乗務員台帳の記載状況を調査したところ、「選任された年月日」「退職した日時及び理由」の記載事項に不備があった。 (道路運送法第27条第2項) (旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)	警告	記載事項の不備 (初違反)

備 考

「基準日車数等」については「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年10月1日付け中国運輸局公示第36号）3. に定めるところによる。